

もともと日本国籍を持っている人が日本国籍を自動的に喪失しないよう求める請願

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
法務大臣 殿

国際結婚を考える会

請願要旨：

外国人との婚姻、仕事、勉強などのために海外で暮らす日本人は年々増加しています。海外に移住した日本人が、当該国での社会保障を得るため、職業上の便宜のため、生活の基盤のある土地で安定した生活を営むため等の理由で、その国の国籍を取得せざるを得ない状況が生まれますが、自ら志望して外国籍を取得すると、現行国籍法のもとでは日本国籍を自動喪失してしまいます。

長く海外に暮らしていても心情的には日本人であり、家族のいる日本とのつながりがなくなることはありませんから、日本国籍を自動喪失させられてしまうことは本人にとっては辛いことです。日本の国にとっても貴重な国際的人材を失うことになります。日本国籍を自動喪失すると、親の介護のために帰国するときでも外国人として入国しなければなりません。状況の変化のために生活の場を日本に移す場合もあります。外国籍を取得せざるを得なかったために日本国籍を自動喪失させられた元日本人もますます増えつつあります。本人に日本国籍を放棄する理由はないのです。

「国籍唯一の原則」は、1930年のヨーロッパ国籍条約に倣ったものと説明されました。しかし、その後ヨーロッパでは状況は大きく変化し、1997年には複数国籍の保持を個人の権利として認めることを規定したヨーロッパ国籍条約が採択されました。20世紀半ばまで認められていた国籍唯一の原則は大きく後退し、既に機能していないと考えられます。また、日本弁護士連合会は、「自ら他の国籍を取得した場合の国籍喪失制度などについても、複数国籍保持を容認する方向での国籍制度を検討すべきである。」との意見書を提出しています。

多文化と多言語を身につけた者は国際化を体現する存在として、日本社会に多様性と豊かさを与えることができます。さらにこのような在外邦人が海外で安定して生活できることで日本文化のよき理解者をその国で増やすことに貢献できます。そのような日本と外国を結ぶ人材を排除するのではなく受け入れていくことは、日本の将来にとってプラスになるに違いありません。

日本国籍保有者が居住国の国籍を取得しても日本国籍を保持できるよう、国籍法第11条1項「日本国民は、自己の志望によつて外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う」及び第2項「外国の国籍を有する日本国民は、その外国の法令によりその国の国籍を選択したときは、日本の国籍を失う」の廃止を求めます。また、現行国籍法によりやむなく日本国籍を失った者の国籍回復の可能性も合わせて検討して下さるようお願いいたします。

請願事項： 国籍法第11条1項と2項の廃止を求めます

取り扱い団体：国際結婚を考える会

もともと日本国籍を持っている人が日本国籍を自動的に喪失しないよう
求める請願

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

法務大臣 殿

請願事項： 国籍法第 11 条 1 項と 2 項の廃止を求めます

	請願者氏名	請願者住所	印
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
0			